最終更新日：2021年12月15日

ワシントンホテル株式会社
代表取締役社長 内田　和男
問合せ先：052-745-9030
証券コード：4691

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存でおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2④】
当社は、2021年12月15日時点で海外への事業展開を行っていないこと、及び自社の株主における機関投資家・海外投資家比率、総会運営状況、費用対効果等を総合的に勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後については、機関投資家・海外投資家比率の推移を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

【補充原則1-2⑤】
当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、名義株主に代わって株主総会に出席し、自らの議決権の行使などを行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、信託銀行等との協議を通して検討を行っていきます。

【補充原則3-1②】
当社は、2021年12月15日時点で海外への事業展開を行っておらず、また現状の外国人投資家比率も勘案し、現在は英語による情報開示・提供を行っておりません。今後の英語での情報開示については、必要に応じて検討いたします。

【補充原則3-2①】
(ⅰ)外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準の策定につきましては、今後、監査等委員会で検討してまいります。
(ⅱ)当社監査等委員会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況及び結果の報告に基づき、その独立性と専門性の有無について確認を行っています。

【補充原則4-1③】
当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む）の中から能力・経験・資質を勘案して、ふさわしい人材を代表取締役に選出しており、毎年の株主総会後の取締役会の中で諮り決議しております。
また、役員を含む幹部には、多様な経験（営業、管理部門）に加え、担当業務にかかわらず、できるだけ会社全般に関する全体情報に触れさせながら、広い範囲で疑似体験できるように努めております。
外部機関で行った人材サーベイも参考にしながら、さらに外部研修や業務範囲の拡大を通じての経験を積ませて育成してまいります。
今後につきましては、取締役会の中で上記の取り組みも含め後継者計画を共有、協議し、運用を監督してまいります。

【補充原則4-2①】
当社は、経営陣の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内で独立社外取締役を含む取締役会において決定しております。そのため、当社は、経営陣の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能していると考えておりますが、今後は経営陣の報酬につきましては、任意の報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【原則4-11】
（ⅰ）取締役会の構成について
当社の取締役は、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための知識・経験・能力等を十分に備えており、社外取締役には企業経営の経験者を選任していることから、取締役会としての役割、責務を実効的に果たすための適正規模で構成していると認識しております。
（ⅱ）監査等委員の知見について
当社の監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有する公認会計士を1名選任しております。
（ⅲ）取締役会の機能向上について
当社は、全取締役を対象とした個別アンケートを通じて取締役会の実効性を分析、評価することで、機能の向上を図っております。
なお、現在のところ女性の取締役はおりませんが、多様性確保の観点からも、その必要性については検討を重ねてまいります。

【補充原則5-2①】
当社は、ホテル事業の単一セグメントではありますが、国内で「ワシントンホテルプラザ」「R&Bホテル」の2ブランドを運営しております。それぞれのブランドで蓄積されたノウハウを生かす中で、「変化するお客様のニーズに応じた効率的なオペレーションの実現」「幅広い販売機会の獲得」を事業ポートフォリオの基本方針としております。また、ホテル出店においては、地域分散が効いたホテルポートフォリオを構築しており、観光客・ビジネス客をバランスよく集客するほか、全国に分散展開させることにより、天災等による一時的な要因による業績変動を極力抑える方針であります。
現在、事業ポートフォリオに関する方針や見直しの状況については開示しておりませんが、今後、中期経営計画等の経営戦略の策定時には、分かりやすく記載したものを当社HPで公表していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な視点から、保有意義を取締役会等において検証し、保有継続の是非を判断しております。その結果、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適宜売却・縮減していく方針です。

【原則1-7】
当社は、「取締役会規程」及び「関連当事者等取引管理規程」において、競業取引または当社との自己取引を行った場合には、遅滞なくその取引に付き重要な事実を取締役会に報告しなければならない旨を定めております。

【補充原則2-4①】
当社は、従来より能力や実績を重視する人物本位の人材登用を実施しております。女性、中途採用者を積極的に採用し、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境の整備を進めてまいりました。現在、当社の管理職47名のうち、女性は16名（34.0%）であり、今後も30%以上の水準を維持していきたいと考えております。外国人については、国内事業であることから現在3名の社員が在籍するのみであり、まずは一般社員の外国人採用を拡大してまいります。
※管理職は労働基準法上の管理監督者に該当する者です。
※人数は2021年12月1日時点の実績です。

【原則2-6】
当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を設けております。確定拠出年金制度における運用については、年2回、確定拠出年金の拠出金額変更及び新規加入受付を行っており、定期的に具体的な運用についてパンフレットを配布したり、「確定拠出年金インフォメーション」の紹介などを実施し、従業員の資産形成支援を行っております。

【原則3-1】
(ⅰ)経営理念や経営方針、経営計画は、IRサイトにて開示しております。
(ⅱ)当社ホームページ上に、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方を開示しております。また、本報告書を定期的に提出し、開示しております。
(ⅲ)定時株主総会において承認された取締役の報酬額の枠内において、取締役会の承認により決定しております。役員報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。
(ⅳ)当社は、取締役および監査等委員候補者の選任においては、それぞれの人格および知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。
(ⅴ)当社は、監査等委員候補者の選任理由を、株主総会招集通知に記載しております。また、個々の取締役候補者の選任理由についても、定時株主総会の参考書類の中で当該候補者の経歴および選任理由を示して、役職にふさわしいことを開示しております。

【補充原則3-1③】
(ⅰ) サステナビリティへの取組みについて
当社は、プラスチック製品使用抑制のため、使い捨てとなってしまう歯ブラシとかみそりを客室内に常設せず、必要な方にのみフロントでお渡ししております。歯ブラシ、カミソリを一定回数持参されたお客様（お渡し不要の方）には、QUOカードを進呈する取り組みを行っておりますほか、木製マドラー及び生分解性ストローを使用、シャンプー・リンス等はアメニティボトルではなくディスペンサータイプ（補充式）を設置するなど、環境負荷の低減に努めております。
また、一部の事業所において、災害時の帰宅困難者受入及び避難施設として登録しているほか、犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供を行っており、これらの取り組みは当社HPに公開しております。https://www.washingtonhotel.co.jp/corporation/csr/
(ⅱ)人的資本への投資等について
当社の持続的な成長と企業価値向上のためには、最も大切な資産である「人」への投資が重要であると認識していることから、個々の成長を促すための教育体制の整備、及び多様な人材が働きやすい社内環境の構築に取り組んでまいります。
(ⅲ)知的財産への投資等について
当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、事業展開で培ったノウハウに対して適切な投資により機能を向上させるとともに、特許・意匠といった知的財産の取得についても取り組んでまいります。また、事業目的・内容に沿った適切な商標権を取得・維持することで、その権利を保護してまいります。

【補充原則4-1①】
当社は、「職務権限規程」を定め、意思決定を行う機関および担当者を明確にし、取締役会、代表取締役社長、各担当部門長等それぞれの決裁基準に基づき、業務執行を行っております。
また、審議する機関として経営会議を設けており、議長である社長と、常勤取締役、常勤監査等委員、および執行役員を構成員として、経営戦略や業務執行に係る重要事項を審議しております。
また、「コーポレートガバナンス体制図」を当社ホームページ上にて開示しております。

【原則4-9】
会社法および東京証券取引所が定める基準と、以下の当社基準を満たしていることに加え、経営全般に関する豊富な識見を有し、客観的な指摘や有益な助言により、当社の経営の監視、監督面で期待することができる者を独立社外取締役の候補者として選定しております。
《独立役員選任基準》
1．当社と業種を異にする会社において、経営を行う立場にあった経歴を有する者であること。
2．他の独立社外取締役と別業種の経歴を有する者であること。
3．現在または過去において、当社および当社の子会社において業務執行者であった者でないこと。
4．当社の上位10位以内の大株主（大株主が法人である場合、現に所属している者）でないこと。
5．直近3会計年度において、年間のグループ間での取引額が相互にその連結売上高の2％以上の取引先およびそのグループに現に所属していないこと。
6．直近3会計年度において、当社から役員報酬以外に年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人または顧問契約先（法人である場合は、現に所属している者）でないこと。
7．上記4～6の団体または取引先に所属していたことがある場合、当該団体または取引先を退職後3年以上が経過していること。

【補充原則4-10①】
当社は、取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）の指名については、独立社外取締役を含む取締役会において決定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く取締役）の報酬決定についても、株主総会で決議された報酬総額の枠内で独立社外取締役を含む取締役

会において決定しております。そのため、当社は、法定の機関である取締役会が適切に機能していると考えておりますが、今後は取締役の指名・報酬につきましては、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-11①】
当社は、取締役候補者の選任においては、それぞれの人格および知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。
また、当社の業務に精通した「常勤取締役」と、他社での経営経験等豊富な知見を持ち合わせた「社外取締役」を組合せることで、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけております。なお、各取締役の専門性と経験等を一覧化したスキルマトリックスを作成し、当該報告書最終頁に記載しております。

【補充原則4-11②】
社外を含む、取締役（監査等委員を含む）の兼務状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書および本報告書において開示を行っております。
社外取締役3名のうち2名は、当社グループ以外の会社において役員を兼任しておりますが、兼務の状況については合理的な範囲であり、当社における役割・責務を忠実に全うできる状況にあると考えております。

【補充原則4-11③】
当社は、取締役会事務局である総務人事部門を実施主体とし、全取締役・監査等委員を対象とした個別アンケートを通じて、取締役会の実効性の評価を実施しております。
なお、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要につきましては、当社ホームページ上にて開示しております。

【補充原則4-14②】
当社では、各業務執行取締役及び各監査等委員が、担当業務分野に関するセミナーや学会、業界団体が主催する勉強会に、各自の判断で必要に応じて参加することを方針としています。
加えて当社は、取締役・監査等委員に期待する役割が適切に果たされるべく、取締役・監査等委員に対し、職務遂行に必要な販売・財務会計等に関する情報を適切かつ適時に提供し、意見交換を実施しております。
また、各業務執行取締役及び各監査等委員は就任時に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得しており、就任後においても必要に応じ外部セミナーを受講し、自身の研鑽に努めています。
なお、当社は、必要に応じ、役員に関する法的義務・責任等の説明を実施しております。

【原則5-1】
当社にとって株主の皆さまは、事業継続への良き理解者であり、重要なステークホルダーであると認識しております。当社では、企業情報を公平かつ適時・適切に発信するとともに、合理的な範囲で株主の皆さまとの対話を促進し、信頼関係の構築に努めております。
なお、ディスクロージャーポリシーならびにIRスケジュールについては、IRサイトにて開示しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
㈱丸栄	1,433,520	11.78
藤田観光㈱	861,280	7.08
㈱名古屋銀行	503,000	4.13
㈱みずほ銀行	503,000	4.13
㈱三菱UFJ銀行	503,000	4.13
日本生命保険相互会社	495,000	4.07
明治安田生命保険相互会社	440,000	3.62
㈱日本カストディ銀行（信託口）	350,000	2.88
㈱近藤紡績所	316,800	2.60
名古屋中小企業投資育成㈱	297,000	2.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2021年9月30日現在の株主名簿によるものです。（所有株式数割合は小数点以下第3位四捨五入）
割合は自己株式を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部

決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小県　昌彦	他の会社の出身者											
市原　新吾	他の会社の出身者											
小島　浩司	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小県　昌彦			―――	事業法人の経営者としての豊富な知識・見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
市原　新吾	○	○	―――	事業法人の経営者としての豊富な知識・見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

小島　浩司	○	○	小島浩司氏が代表社員を務める監査法人東海会計社は、2010年3月期における当社の会計監査人及び2011年3月期から2017年3月期まで当社の会計参与を務めておりました。 小島浩司氏は2010年3月期の当社の監査報告書に同監査法人の担当代表社員として署名をしておりますが、2011年3月期以降は当社に関わる業務に関与しておらず、また現在は同監査法人との間に取引関係、利害関係はございません。	公認会計士及び税理士として高度かつ専門的な知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

社内取締役である監査等委員は、当社内の過去の経歴において事業所の総支配人を務め、豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、補助スタッフを配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人（太陽有限責任監査法人）からその職務の執行状況について報告を受け、意見及び情報の交換を行う等、緊密な連携を図っております。
また、内部監査部門より内部監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況について報告を受けるほか、必要に応じて内部監査への立会い、内部監査計画の変更、追加監査及び必要な調査等について、内部監査部門に勧告または指示を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年６月26日開催の第59回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議いたしました。本制度は、当社が金銭を拠出し設定する信託が、当社株式を取得し、各取締役に付与されるポイントに相当する数の株式を各取締役に交付し、退任時に株式を付与する信託を用いた株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券届出書において、役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の人数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。役員の報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。
当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日であり、決議の内容は監査等委員である取締役を除く取締役の年間報酬総額の上限を1億5千万円(うち、社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時点の員数は8名。)、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円以内(当該定時株主総会終結時点の員数は3名。)とするものであります。
社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.長期インセンティブ報酬としての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各報酬要素の概要は次のとおりです。
a.基本報酬
取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

b.短期インセンティブ報酬としての賞与
賞与支給率が100%のときの賞与額は、基本報酬の概ね20%～40%の範囲であり、株主総会後に金銭で支給します。
賞与支給率の算定にあたっては、以下の指標に応じて0%～200%の範囲で決定します。
・売上高及び利益の単年度目標に対する達成度
・売上高及び利益の前年度実績からの改善度
・各取締役個人の会社貢献度
但し、当期純利益が赤字の場合、当該年度の賞与は不支給とします。

c.長期インセンティブ報酬としての株式報酬
当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。
株主総会の決議を経て定められた上限額とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるものであります。なお、株式報酬は、基本報酬の概ね20%～50%の範囲であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

なお、株式報酬等の額、内容は以下のとおりであります。

イ	本制度の対象者	当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)
ロ	対象期間	第59回定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結の日まで
ハ	ロの対象期間において、イの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
ニ	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
ホ	イの対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
ヘ	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
ト	イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

当事業年度における監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、2020年6月26日開催の取締役会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長内田和男に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。
権限を委任した理由といたしましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。
基本報酬・賞与・株式報酬の構成比は、賞与100%支給時を前提として、概ね7～6対2～1対3～1の範囲となります。
なお、取締役については、退職慰労金の制度はありません。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に社外取締役に必要に応じ資料を送付し、説明を行っております。また、社外取締役から補助を要求された場合は、総務人事部が対応して各種情報収集・調査を行うようにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は社外取締役2名を含む3名で構成しております。現制度はその機能を果たしていると判断しており、取締役会と監査等委員会により、業務執行の監督及び監視を行っております。

(ⅰ)取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

（ⅱ）監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。

また、当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門である監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定しており、当該常勤監査等委員を中心に取締役、管理部門等の内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めております。

（ⅲ）会計監査人

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

（ⅳ）経営会議

経営会議は、当社代表取締役社長、取締役、執行役員並びに事務局等のその他代表取締役社長が指名する者で構成しており、毎月1回定期的に開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役及び執行役員が業務執行を行うにあたり、業務に関する重要事項の協議、報告を行っております。

（ⅴ）監査室

当社は経営診断の見地から、当社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化ならびに能率の増進に寄与するとともに、意思疎通の実をあげ、あわせて各業務相互の連絡調査につとめることを目的として、他の業務部門から独立した代表取締役社長の直轄の組織として監査室を設置しております。監査室は、専任の監査室室長1名及び監査担当者1名で構成されております。監査室においては、会計や業務の適正性などの当社及び関係会社の業務全般について内部監査を行っております。また、内部監査の実施にあたっては、年度初に監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示・フォローアップを行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治は、取締役会、監査等委員会で実施しており、迅速な意思決定と業務執行機能の分離を行うため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使できる仕組みを構築しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、取引先、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、当社に対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。ディスクロージャーポリシーは、当社IRサイト（https://www.washingtonhotel.co.jp/corporation/ir/）等で開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表時等、定期的な開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内にIRページを設置し、決算情報及び適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「自主行動基準」を定めており、お客様、株主、お取引先様、地域社会、働く人といったステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことで、ステークホルダーから信用を得られるよう努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	事業活動を通して環境負荷の低減に努めるとともに、お客様と一体となった活動を推進します。企業市民としての務めを果たしてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトへの掲載、及び適時開示を通じて、各ステークホルダーに対して迅速、正確かつ公平に情報開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。
(ⅰ)当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア.法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、「経営理念」、「自主行動基準」ほか必要な諸規程を定め、必要な諸規程については子会社にも適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
イ.取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
ウ.監査等委員会は、定期的、随時に取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役（監査等委員である取締役を除く）の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。
エ.代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動及びコンプライアンス体制の運営・監視に努める。
オ.内部監査部門として各機関から独立した監査室を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。
カ.法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社及び子会社の全使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。

（ⅱ）当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア.取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な情報については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各主管部門が管理・保管する。
イ.「個人情報管理規程」「機密情報管理規程」「情報システム管理規程」を整備し、重要な情報の安全性を確保する。

（ⅲ）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

（ⅳ）当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。

（ⅴ）当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア.子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社業務執行役員は、子会社の取締役より、子会社の職務執行及び業務の状況について定期的に報告を受ける。
イ.当社子会社管理
「関係会社管理規程」を制定し、当社総務人事部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
(1)当社子会社の経営状況の把握
(2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用
(3)当社子会社の重要なリスクの把握

（ⅵ）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査補助者」という。)を置くことを求めた場合における監査補助者に関する事項、監査補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性確保及び監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項
ア.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から専任の監査補助者を任命する。
イ.監査補助者の業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、監査補助者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
ウ.監査等委員会は、監査補助者より、業務の状況について定期的に報告を受ける。

（ⅶ）当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会への報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア.代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
イ.当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の監査役は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況について報告する。
ウ.当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の監査役は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

エ.監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
オ.当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

（ⅷ）前項の報告者が報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。

（ⅸ）監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会及び監査等委員の職務執行によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力対策規程」を制定し、基本姿勢については、当社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力とかかわることは、いかなるかたちであっても絶対にあってはならないと定めております。
なお、取引業務にあたり、新規取引を行う場合は、「反社会的勢力との取引防止マニュアル」に基づき、インターネット検索、日経テレコン（必要に応じて暴力追放運動推進センターへの調査依頼、弁護士への相談、警察への相談等）により、反社会的勢力チェック（以下、「反社チェック」）を実施し、反社チェック結果をもとに、総務人事部長は取引の許可、不許可を判断することとしております。加えて、既存取引先についても、１年に１度反社チェックを実施することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、必要となる適時・適切な会社情報の開示を、迅速かつ正確に、加えて公平に行うため、適時開示に関する業務について適時開示規程にて定めております。

【模式図(参考資料)】

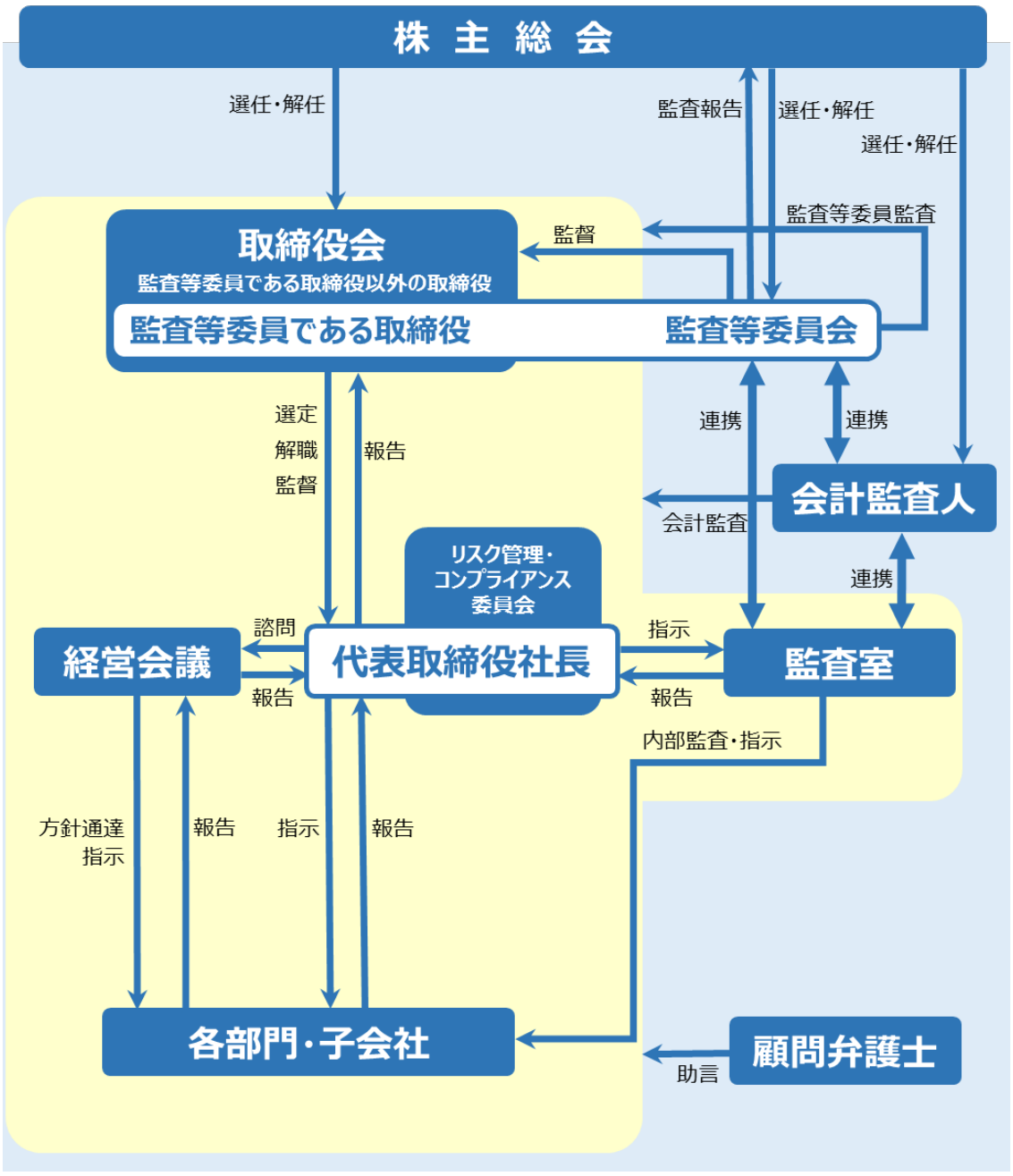
株 主 総 会
選任・解任
監査報告
選任・解任
選任・解任
監査等委員監査
取締役会
監査等委員である取締役以外の取締役
監督
監査等委員である取締役
監査等委員会
選定
解職
監督
報告
連携
連携
会計監査人
会計監査
リスク管理・
コンプライアンス
委員会
連携
諮問
経営会議
代表取締役社長
指示
監査室
報告
報告
内部監査・指示
方針通達
指示
報告
指示
報告
各部門・子会社
助言
顧問弁護士

適時開示規程

【別紙１】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

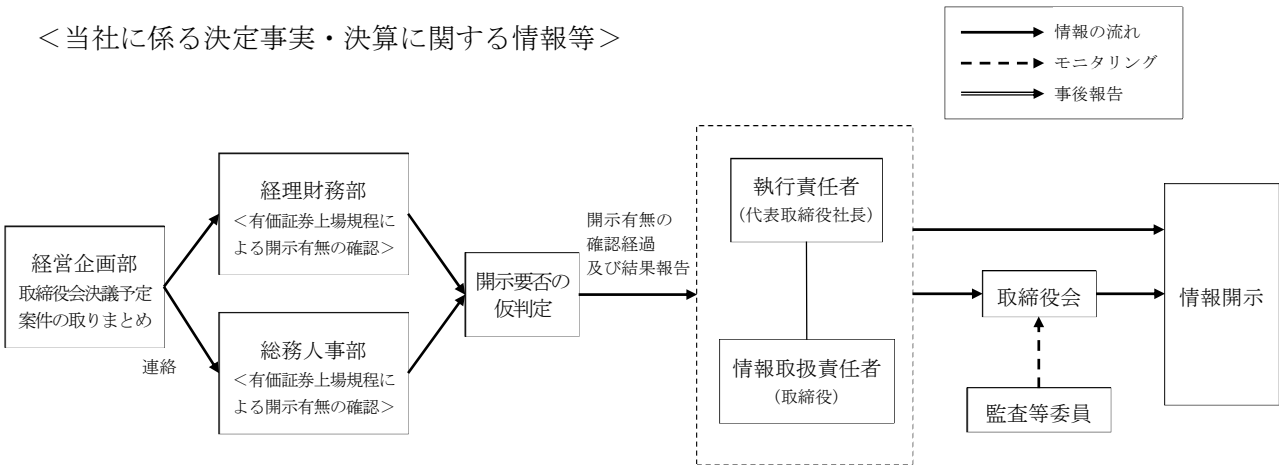

＜子会社の決定事実に関する情報＞

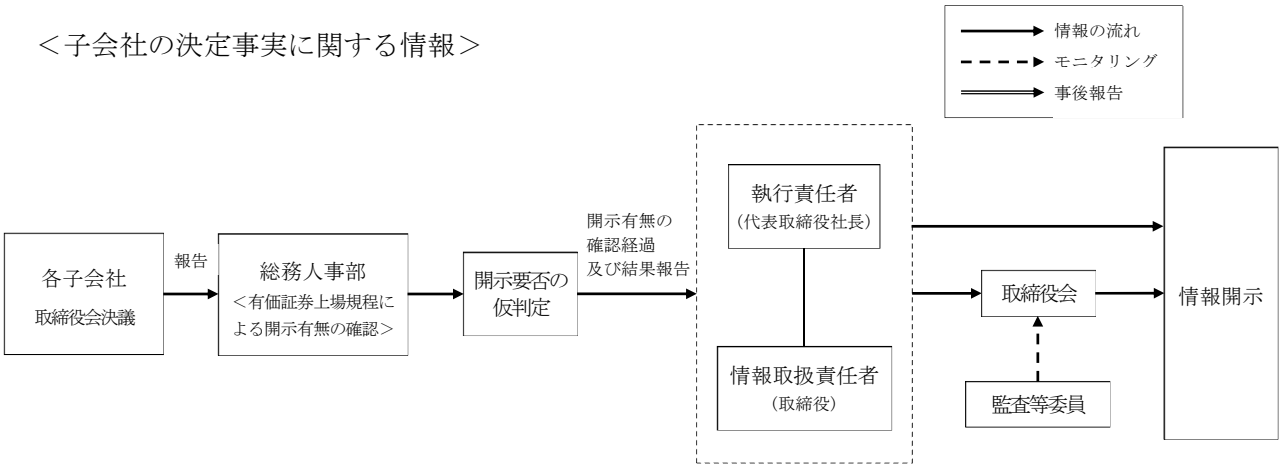

＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

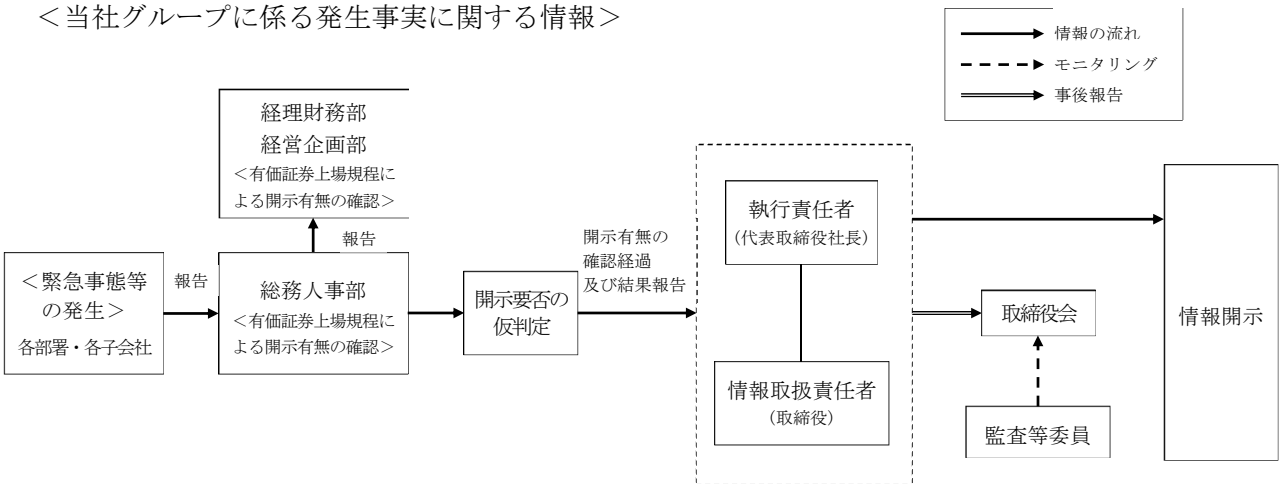

制定　２０２１年6月２５日

取締役のスキルについて

当社の取締役が有する能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	取締役に求める専門性と経験						
		企業経営・経営戦略	財務・会計	営業	法務・コンプライアンス	人事・人材開発	店舗開発	IT・テクノロジー
取締役	内田　和男	●		●	●	●		
	長谷川　太	●		●	●		●	
	森　良一	●	●					●
	井戸川　学	●		●	●	●		
	田中　良佐	●		●				●
	小県　昌彦	●			●			
監査等委員	宮本　康司	●		●				
	市原　新吾	●	●					
	小島　浩司	●	●		●			

各人の有するスキル等のうち、主なものに●を付けています。